資料2-1

厚生労働省発基安0321第81号 令 和 6 年 3 月 2 1 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬主 日上 川田

別紙「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

第 労働 安 全 衛 生 規 則 0 部 改 正

立入禁止に係る措置等 \mathcal{O} 対象: 拡大

1 事 業者が、 自動送材 車式帯のこ盤を使用する作業場、 車両系荷役運搬機械等を使用する作業場その

他 \mathcal{O} 作業場にお いて、 危険がず 発生するおそれ \mathcal{O} ある箇所に立ち入ることを禁止する措置 の対象者とし

て、 労働 者以外 の当該作 -業場 に お **(**) て作業に従 事 する者を追 加すること。

2 1 \mathcal{O} 措 置 \bigcirc 方 法 の例として、 禁止する旨を見やす 1 、箇所に立 . 表 示することを規定するとともに、

事業

者 は、 1 の作業場のうち立ち入ることの禁止及びその旨の表示が義務付けられてい たも のにおいて、

表示以外 の方法により1の措置を講じたときは、 1 の措置を講じた箇所が立入禁止である旨を見やす

1 箇所に 表示、 L なけ ればならない ものとすること。

3 1 \mathcal{O} 作 業場 に お 7 7 作 業 に従事 する者は、 1 の措 置 により立ち入ることを禁止された箇 所に立ち入

0 7 は なら な 1 ものとすること。

4 踏切 橋や昇降するための設備等が設けられた作業場において作業に従事する者は、 当該設備を使用

しなければならないものとすること。

一 搭乗禁止に係る対象者の拡大

1 事 業者 が、 立旋盤、 プレ] ナ ー等を使用する作業場、 車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う作

業 場その他の作業場にお いて当該機械等を運転する場合に、 危険が発生するおそれ のある箇所 に乗せ

て はなら ない者として、 労働者以外 の 当: 該作業場におい て作業に従事する者を追加すること。

2 1 \mathcal{O} 作 業場 に お į١ て作 -業に従 事 する者 は、 1 0 危険 が 発生するおそれ \mathcal{O} あ る箇 所に · 乗 ってはならな

いものとすること。

三 退避等に係る措置の対象拡大

1 事 業 者が、 ず į, 道 等 0 建 設の作業を行う場合、 土石流危険河川において建設工事の作業を行う場合

そ \mathcal{O} 他 の場合に お , \ て、 労働災害発生の 急 迫し た危険等 が あるときは、 直ちに安全な場 所に 退 避させ

な け れ ば なら な 1 措 置 \mathcal{O} 対 象者として、 労働 者 以 外 \mathcal{O} 当 該 作業 へに従事、 す る者を追加 すること。

2 事 業者 は、 ず 1 道 等 \mathcal{O} 建 設 の作業を行う場 一合に、 お 7 て、 同 .诗 に就業する者 (労働 者以 外 の当 該 作業

に 従事する者を含む。)の人数と同数以上の避難用器具を適当な場所に備え、 常時有効か つ清潔に保

持 しなけ ればなら な ζ) ものとし、 その備付け場 所 及び使用 方法を労働者以外の者を含む 関係者 に 対

周 知 しなけ れ ばならないものとすること。

3 事 業者 が、 切羽までの距離が一定以上となるずい道等の建設の作業を行う場合等にお いて、 特定の

期 間 内に一回、 及びその後六月以内ごとに一回、 避難等の訓練を行わなければならない措置の対象者

として、 労働者以外の関係者を追加すること。

4

事

業者

が、

土

石

流

危

険

河

Ш に

お

V)

て 建

設工事

の作業を行う場合にお

いて、

サイ

レン、

非常べ

ル

等の

警

報

用

 \mathcal{O}

設

備

及

び

登り桟

橋、

は

しご等

 \mathcal{O}

避

難用

0

設備を設

け、

その設置場

所等を周

知させ

こなけれず

ばな

5 ない対象者として、 労働者以外の当該作業に関係する者を追加するものとすること。

兀 火気使用の禁止に係る措置の対象拡大

1 事業者 は、 火薬又は爆薬を装塡するときは、 その 付 近で発破 の業務 に従事 する者 (労働者を除

の裸火の使用 又は 喫 グ煙に ついて、 禁止する旨を見やすい 箇 所に 表示することその他 . (T) 方法 に ょ

り禁止 L なけ れ ばならない ŧ のとするとともに、 当該 発破 の業務 に従 事する者は、 火薬又は爆薬 次の装

塡 が 行われる付近で裸火の使用又は喫煙を行ってはならないものとすること。

2 事 業者が、 火気を使用することを禁止 する措置 の方法の例として、 禁止する旨を見やす ĺ١ 箇 所 た表

示 することを規定するとともに、 事 業者 は、 火気を使用することの禁止 及び その旨 \mathcal{O} 表 示 が 義 務 行け

5 れていた場所において、 表示以外の方法により当該措置を講じたときは、 当該措置を講 じた場 所が

火 気を使用することが禁止されている旨を見やすい箇所に表示しなければならない ものとすること。

3 危険 物 以外 \mathcal{O} 可 燃性 の粉じん、 火薬類、 多 量 \mathcal{O} 易燃性 の物又は 危険 物が 存在、 して爆発又は火災が生

ず るお そ れ 0 あ る場 所 に お 1 て作業に従 事 する者は、 点火源となるおそれ 0 あ る機 械 等 又 は 火気 0 使

用 をし 7 は な らない ŧ のとするとともに、 喫煙所及びストー ブその 他 一火気を対 使 用す る場 所 に お 7 7

は、 作業に従事する者は、 みだりに喫煙、 採だん、 乾燥等の行為をしてはならないものとすること。

五 悪天候時の作業禁止に係る対象者の拡大

事 業者 は、 強 風、 大雨、 大雪等 \mathcal{O} 悪天候 \mathcal{O} ため、 車 両 系木材伐出機械を用 1 る作業、 林業架線作業そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 作 業 \mathcal{O} 実 施 に っつい て危険が 予想されるときは、 労働者以外の者を含め、 当該作業を行 わせてはな

らないものとすること。

六 その他所要の改正を行うこと。

第二 ボイラー及び圧力容器安全規則の一部改正

| 立入禁止に係る措置の対象拡大

第一の一の2に準じた改正を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第三 クレーン等安全規則の一部改正

一立入禁止に係る措置の対象拡大

第一の一の1及び2に準じた改正を行うこと。

一 搭乗禁止に係る対象者の拡大

1 事 業者が、 クレ] ン、 移動式クレー ン又はデリックを使用する作業場において当該機械を運転する

場 **愛合に、** 運搬 し、 又は つり上げて作業させてはならない者として、労働者以外の当該作業場に お 1 7

作業に従事する者を追加すること。

2 事 業者 が、 建設 用リフ 1 又 は 簡易リフトを使用する作業場にお *(*) て当 該 機 械を運転する場合に、 当

該 機 械 の搬器 に乗せてはならない者として、 労働者以外の当該作業場にお いて作業に従事する者を追

加すること。

3 2の作業場において作業に従事する者は、 2の搬器に乗ってはならないものとすること。

三 悪天候時の作業禁止に係る対象者の拡大

第一の五に準じた改正を行うこと。

四 その他所要の改正を行うこと。

第四 ゴンドラ安全規則の一部改正

第一の一の1及び2に準じた改正を行うこと。

第五 施行期日

この省令は、令和七年四月一日から施行すること。